

## 第2回委員会における主なご意見

議題	意見の内容
<p>■手話言語条例 前文について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○聞こえない人を呼ぶときに目の前に回り込んだり肩を軽くたたいて知らせたりするような「ろう文化」を理解してもらうきっかけとして手話言語条例に載せてほしい</li> <li>○「手話は言語であること」に加えて、手話が権利として保障されることが重要。さらに手話を自分の言語として使いたい方の権利が保障されると共に、使いやすい環境が整備されることが望ましい。</li> <li>○前文は前文であり、さまざま。ルールはない。一方で、手話言語条例の前文に手話はどういうものかと書かれている場合が多い。あえて定義に入れた方がいいのか議論が必要。</li> <li>○世田谷区の条例では、いわゆる手話の定義はない。一方で、「手話を必要とする者」として「ろう者・その他手話を必要とする者」が手話言語条例の対象であるとした。この場合、聴者でもコミュニケーションを図る際は手話を必要とするため、結果、すべての人であるといった言い回しを定義している。</li> <li>○手話通訳においても、さまざまな手話を使われるろう者がいる。どんな手話を使っても自由だと思う。条例のなかでは、手話は独自の文法構造も語彙構造を持つ自然言語であるが、保障されるべくは聴覚障害を持っている方がどんな手話を使っても自由を保障してあげる書き方ができたらいい。</li> <li>○「手話とはどういうものか」というものは聴覚障害者協会の方に一度確認し、検討いただくのがよいのではないか。</li> <li>○「表情」という言葉を例えば、「手や指、顔や身体の動きによって用いて視覚的に表現する」という表現に直した方がいいと思う。</li> </ul>
<p>■手話言語条例 日本語対应手話と日本手話について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世田谷区では、手話を理解する人を増やすため、どちらも理解を広めていくことが大切であることから、どちらでなければならない、良い・悪いという議論は外した経緯がある。</li> <li>○難しい問題、ろう者の中でも様々な意見がある。ろう学校で教育を受けた方と途中から手話を覚えた方、難聴者の方とは違ってくる。</li> <li>○日本手話には「てにをは」がないため、顔や口などの動きで意味を持たせている。そのため、ろう者の方は</li> </ul>

議題	意見の内容
<p>(続き)  <b>■手話言語条例</b>            日本語対応手話と日本手話について</p>	<p>筆談すればわかる」というのは誤解で、手話を使用した方が自分の意見を表明できる、分かりやすいという方も多くいらっしゃる。</p> <p>○はっきりと2つに区別できるわけではなく、その人が使用しているのがどちらなのかも区別できない。ただ言語的には区別されているものである。</p>
<p><b>■手話言語条例</b>            第3条 基本理念について</p>	<p>○「社会参加」というワードを使用した方がより「共生社会の充実」の意味合いを深められるのではないか。</p>
<p><b>■手話言語条例</b>            第4条 市の責務について</p>	<p>○「市、国などと連携をはかり手話の理解促進や普及」とあるが、市の責務として、当事者の視点・目線から、生活のあらゆる面で手話を言語として使う権利の保証や尊重。さらに、手話を言語として使用しやすい環境を整備する様に努めるといった文言を加えてほしい。</p>
<p><b>■意思疎通条例</b>            第7条 施策推進について</p>	<p>○調布市の行政の関係者が手話やコミュニケーションについて学ぶ、およびその具体例を、盛り込んではどうか。</p> <p>○具体例を挙げていくと膨らんでしまい、行政以外にも市民や事業者にも及ぶことから難しいのではないか。最終的には、条例制定後にプラスアルファで進めていく施策を市の内部や市民に向けて周知する際に謳うなど、様々な方法を考えていきたい。</p> <p>○都の手話言語条例6条の第2項に「都の職員に関して」という記載もあるため参考にしていきたい。</p> <p>○調布市の基本計画のキャッチフレーズ「ともに生き、ともにつくる彩りのまち調布」に詰まっている思いが条例にも生きるといい。</p>
<p><b>■意思疎通条例</b>            定義について</p>	<p>○障害者について、「身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害」の中に、「発達障害」「高次脳機能障害」の言葉も加えてほしい。</p> <p>○意思疎通手段の(2)その他について、もう少し丁寧に、情報機器の例示も加えてほしい。</p> <p>○触手話、指文字に続いて、指点字も加えてほしい。</p>

議題	意見の内容
<p>■意思疎通条例 第4条 市の責務について</p>	<p>○意思疎通手段に係る権利の保障および使いやすい利用しやすい環境の整備といった、当事者目線の文言を加えてほしい。</p>
<p>■意思疎通条例 前文について</p>	<p>○「意思疎通を補助する」という文言の「補助」は除き、障害の有無にかかわらず相互作用があるというところがうまく書き込めるとよい。</p> <p>○意思疎通の多様性（図示したり、GPS機能を利用したり）についても書き込まれてもいいのではないか。</p>
<p>前文の「私たち」について</p>	<p>○手話あるいは意思疎通手段を必要とする人たち全員を含んだ「私たち調布市民は」という思いで書いているもの。</p> <p>○「合理的配慮を行うことは私たちの責務である」という書き方があるが、それは市民と障害者が別の存在である様に感じる。同じように暮らすための必要な合理的配慮、それらの手段が使えないと障害者の生活に困難が生じるといったことも加えてほしい。また、障害者の意思疎通を図る権利があらゆる場面で尊重され選択の機会が確保されるといった書き方にもしてほしい。</p> <p>○手話も意思疎通手段もそれを必要とする人たちのためだけでなく、障害の有無に関わらず、相互に意思疎通をはかれる手段として周知してほしい。（相互性がうまく現れるとより一層みんなのものになりうる）</p>